

害獣・害鳥駆除作業に必要な許可資格 許可申請の必要書類

■各種作業に必要な許可・資格

	クマネズミ・ ドブネズミ・ ハツカネズミ	野生鳥獣 (ハクビシンなど)	特定外来生物 (アライグマなど)
鳥獣保護法における 捕獲申請	不要	必要	必要
追い出し作業時に 必要な免許	不要	不要	不要
侵入防止作業時に 必要な免許	不要	不要	不要
手捕りで捕獲する場合に 必要な免許	不要	不要(捕獲申請は必要)	箱罟や網を使用する事が 推奨されている。
箱罟を使用し捕獲する 場合に必要な免許	不要	わな猟免許 ※市町村・状況によっては不要	わな猟免許
網を使用し捕獲する 場合に必要な免許	不要	網猟免許 ※市町村・状況によっては不要	網猟免許
飼育・栽培・保管	規定無し	禁止(別途許可が必要)	禁止
移動	良い	良い	禁止
殺処分するに必要な免許	不要	不要	不要
殺処分する場所	捕獲場所から 移動しても良い	捕獲場所から 移動しても良い	現地(移動禁止)
殺処分の方法	規定無し	安楽死	安楽死
殺処分の方法(具体例)	規定無し	二酸化炭素による窒息死 獣医による麻酔後焼却処分	二酸化炭素による窒息死 獣医による麻酔後焼却処分
最終処分	自治体に定められた手順に基づき処分場などで適切に処分する必要がある		

野生鳥獣の捕獲をする場合は、以下の書類を添えて申請を行う。

※市区町村によって必要書類などが異なる場合があります。必ず捕獲場所の管轄市区町村担当窓口にご確認下さい。

1. 鳥獣捕獲許可申請書
 2. 従事者証交付申請書
 3. 実施者名簿
 4. 有害鳥獣捕獲依頼書(捕獲を依頼された者が申請する場合)
 5. 捕獲をしようとする事由を証する書面
(被害状況と防除対策について具体的に述べてください。)
 6. 捕獲区域・場所を明らかにした図面
 7. 捕獲方法を明らかにした図面又は写真など※商品パンフレットでも可能)
(銃器を用いる場合は除く。なお、捕獲方法によっては、
狩猟免許の所持が必要な場合があります。)
 8. 被害状況写真
- 各市町村ごとに規定書式がある
※4は市町村によっては規定書式が無い
※4は施主との契約書でも良い場合有り
- 自分で書類を作成し
添付しなければならない